

紀北町監査第 101-3 号
令和 4 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

紀 北 町 長 尾 上 壽 一 様

紀北町教育長 中 井 克 佳 様

紀北町監査委員 加 藤 克 英

同 平 野 隆 久

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 4 年 11 月 15 日から令和 4 年 11 月 22 日までに実施した監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結果を報告します。

1 監査の種類

定期監査（紀北町監査基準に準拠）

2 監査の対象

令和3年10月から令和4年9月の間の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理

（共通事項）

- ・各部署の分掌事務等を調査把握したうえで検証が必要と考えられる主要事業並びに関連する書類等。

（関係課）

- ・「税及び公共料金等の未納者対策とその成果」に基づき、当該対象となる事務事業。
- ・現金（つり銭）の保管状況の検査

3 監査の実施箇所及び実施年月日

監査の期日	監査の対象	監査の実施場所	監査の範囲
令和4年 11月15日	総務課	第1委員会室	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行
	環境管理課		
	税務課		
	出納室		
	危機管理課		
令和4年 11月16日	学校教育課	第1委員会室	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行
	生涯学習課		
	議会事務局		
	財政課		
	財政課	現地（海山総合支所）	現地視察
令和4年 11月21日	建設課	第1委員会室	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行
	老人ホーム赤羽寮		
	福祉保健課		
令和4年 11月22日	水道課	第1委員会室	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行
	農林水産課		
	企画課		
	住民課		
	商工観光課		

4 監査の着眼点

紀北町監査基準に掲げる監査等の目的及び実施計画に定める着眼点とした。

5 監査の実施内容

資料要求により担当部署から提出された監査資料及び関係諸証拠書類等の照合、分掌事務・過年度の主要事業の決算・現年度の主要事業の予算現額についての説明及び現場の視察による成否の確認をしたうえで、指摘その他の方法によって弁明又は見解を聴取し、事実の性質、内容を究明したうえで異常の有無を確かめたもの。

6 監査の結果

(1) 予算及び事務事業の執行は、その目的に沿って適正に処理されており、おおむね良好と認められる。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な指摘事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。

【現金（つり銭）の保管状況】

海山総合支所において現金（つり銭）の保管状況の現地調査を実施したところ、日中及び夜間において施錠可能な手提金庫及び保管庫等において保管がされており、適正と認められる。

今後とも適正な現金（つり銭）の保管に努められたい。

(2) 「税及び公共料金等の未納者対策とその成果」に関する事務を所掌する担当各課については次のとおり評価するので善処されたい。

なお、町の債権は、町民の財産であり軽々に放棄することは厳に慎まなければならないものであるが、回収に至る蓋然性が極めて乏しいものや滞納金額が少額のため回収費用が著しく超過し又はそれが見込まれる等の債権の管理を例外なく続けていくことは、町の有限なる人的・物的資源の損失につながりかねないと危惧するところである。

したがって、料金負担の公平性を確保するとともに、適正な債権

の管理に資するため関係例規の整備等を行い債権管理のさらなる適正化に向けた環境整備をより一層進められたい。

【水道課】

水道料金の収納率については、99%台の高水準を維持しており、評価できる。コンビニエンスストア納付を導入することによる納付環境の充実及び納付相談時の滞納者の納付意識向上の指導が実を結んでいることがうかがえる。一方で、過年度滞納分の回収は困難が伴っており、新たな滞納を発生させないため、引き続き納付指導の徹底と、滞納者に対するチェック体制の強化に取り組んでいただくとともに、町全体の課題ではあるが既存債権のうち回収が法的、人的、物的に極めて困難な状態にあり、客観的にみて回収不能にあるものについては公平性を担保しつつ債権整理が必要ではないかと思慮するところである。

【建設課】

住宅使用料は令和3年度決算による徴収率が100%となり、評価できる。一方、滞納者の中には退去者も含まれているなど、困難なものも多くあると思われるが、納付相談や催告を今後も継続し、計画的な回収に努めていただきたい。

【住民課】

国民健康保険料における令和3年度現年の収納率は97.54%と前年度対比0.2ポイント上昇し、目標値に達していることから評価できる。過年度を合わせた全体の収納率も年々上昇していることから、継続した取り組みの成果が出ていると思われる。コンビニエンスストア納付を導入したことにより納付環境の充実を図られたことが実績として現われていることから、利便性の向上に引き続き取り組まれたい。

【福祉保健課】

災害援護資金については、貸付から15年以上が経過し、困難なものもあると思うが、納付相談を継続し、計画的な回収に努めていただきたい。また、保育料については、現年度の収入未済額が発生していな

いため、引き続き保育園との連絡を密にしながら確実な徴収に努めていただきたい。

【税務課】

町税全体の収納率としては 97.11% で昨年度対比 1.56 ポイント増加している。また、滞納繰越分についても昨年度対比 3.59 ポイント増加していることから評価できる。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、地域経済は厳しい状況が続くことが想定されることから、今後、滞納につながることをないよう納税者に対し丁寧な対応をお願いしたい。なお、コンビニエンスストア納付は、期限内納付に効果が出ていることから引き続き利便性の向上に取り組まれない。

【教育委員会 学校教育課】

奨学金についての現年度分の収納率は 91.77% で、前年度より大幅に上昇しており評価できる。一方で、滞納総額は、850 万円を超えていることから、時効を迎える案件が発生しないよう注意していただきたい。また、借入者本人の返済意識の向上を促すとともに、滞納者及び連帯保証人の納付意識の指導など、返済しているものと滞納者との不公平が生じないよう努めていただきたい。なお、滞納者への接触については、時間的及び物理的制約があることは否めないが、できる限り訪問をするなど面談の取り組みをより一層進められたい。

また、新規貸与の認定時の際に、連帯保証人に直接連絡し連帯保証人の意思確認を行っているとのことであるが、連帯保証人の権利を擁護する観点からも適切な取り組みであり引き続き実施されたい。

(3) 「監査を終わって」

令和 4 年度実施の定期監査を終えて、昨今の状況をみると、新型コロナウイルス感染症の終息が見通すことのできない中で、世界情勢の不安定化による資源価格の上昇が物価の高騰を招き、食料品や日用品などの生活必需品の価格高騰が続くことにより地域経済回復の見通しも非常に不透明となっている。

そういったことから、紀北町として工事や物品購入については、

可能な限り町内業者に発注することにより、地域経済の回復に寄与することを十分に認識し、今後の業務執行に当たられたい。

また、事務の執行は困難を伴うものと思われるが、会計予算の執行状況の進捗に注意し、執行漏れのないように注意していただきたい。

税や公共料金等については、回収困難なものが多く残ってきている状況にあるが、収納率の向上及び滞納額の減少に向け納付相談や、催告等の取組みが伺えた。水道料金に加え、税、国保においてもコンビニエンスストア納付が導入され、住民への利便性とともに入納率の向上に効果が出ていることから、引き続き期待している。滞納者に対しては公平性の観点から、誓約書や分納などにより時効の中断に努めていただきたい。また、真に回収不能な債権を管理し続けることが町の有限なる人的・物的資源の損失につながりかねないと危惧するところであり、町として公平性を担保しつつ債権整理を進めていくことを検討していただきたい。